

13. 計算書類を所轄庁に提出しない場合、どうなりますか？

計算書類や事業報告書等の提出を怠ったときには、NPO法人の理事および監事に 20 万円以下の過料が課せられます (NPO 法 80 条 1 項 5 号)。また、3 年以上これらの書類の提出がない法人については所轄庁が、その法人の設立の認証を取り消すことができることになっています (NPO 法 43 条 1 項)。